

石巻赤十字病院奨学生規程

(目的)

第1条 石巻赤十字病院（以下「本院」という。）に将来勤務する可能性のある有能な医療従事者を育成するため、大学、専門学校等（以下「学校等」という。）に在学している学生に対する奨学生の貸与について基本的に必要な事項を定める。

(奨学生の要件)

第2条 奨学生の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）の要件と数は、院長が別に定める。

2 職員として、すでに勤務している者については適用しない。

(奨学生貸付額)

第3条 奨学生に奨学生を貸付ける額は、院長が別に定める。

(奨学生貸付期間)

第4条 奨学生に奨学生として貸付ける期間は、学校等の学則に定める正規の在学期間の範囲内とする。

(奨学生貸付の申請)

第5条 奨学生の貸付けを受けようとする者は、募集要項に定める書類を期日まで病院に提出する。

2 在学中の申請については、最終学年前年次募集期間までとする。

(奨学生貸付の決定)

第6条 奨学生の貸付けは、本院において選考を行い、その結果を奨学生の貸付けを受けようとする者に通知する。

2 選考の方法、時期等は院長が別に定める。

3 奨学生の貸付けが内定した者は、誓約書（別紙様式2）、本人名義の口座振込願（別紙様式3）を病院に提出し、その受理をもって奨学生と決定する。

4 奨学生は、毎月奨学生の指定口座に振込むものとする。ただし、年度の途中で奨学生となった場合は、4月以降の奨学生を開始月に一括して振り込む。

(奨学生)

第7条 奨学生は、奨学生貸付期間中に、氏名、住所を変更したときは、直ちに氏名変更、住所変更届（別紙様式4）を院長に届け出なければならない。

(保証人)

第8条 奨学生の貸付けを受けようとする者は、保証人をたてなければならない。保証人は奨学生と連帯して債務を負うものとする。

2 保証人の氏名、住所に変更があったとき又は保証人を変更したときは、直ちに氏名変更、住所変更届（別紙様式5）又は保証人変更届（別紙様式6）を院長に届け出なければならない。

3 保証人は、誓約書及び保証人変更届の提出に際しては、印鑑証明書を添付するものとする。

(奨学生の停止、貸付金の返還)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学生を停止するものとする。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
- (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 学業途中において、停学や留年、または奨学生として適性を欠き奨学生の貸与を取り消されたとき。
- (5) 学業途中において死亡したとき。

2 前項により奨学生を停止されたとき、奨学生又は保証人は直ちに奨学生貸与（停止・一次停止・再開）届（別紙様式7）を院長に届け出なければならない。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、貸付金を返還するものとする。

- (1) 本条1項により奨学生を停止されたとき。
- (2) 卒業後、本院又は院長の指定する施設に直ちに勤務しなかったとき及び本院の許可する学校以外の学校等に進学したとき。
- (3) 卒業後、初回の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消されたとき。
- (4) 卒業後直ちに本院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学生の貸付けを受けた期間以内に退職したとき。
- (5) 卒業後直ちに本院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学生の貸付けを受けた期間以内に死亡したとき。

(奨学生の一時停止と再開)

第10条 奨学生が、休学等（傷病、その他やむをえない理由と院長が認めた場合の留年、休学）をした場合は、奨学生の貸与を一時停止する。

2 奨学生は前項に該当したときは、直ちに奨学生貸与（停止・一時停止・再開）届（別紙様式7）を院長に届け出なければならない。また、休学から復学したときは、奨学生貸与（停止・一時停止・再開）届（別紙様式7）を提出するものとする。

(返還の免除)

第 11 条 奨学生が、卒業後直ちに本院の看護師、助産師、保健師（以下「看護師等」という。）となり、奨学金の貸付けを受けた期間を勤務し看護師等の業務を行った場合は、奨学金貸付額の全額の返還を免除する。

2 奨学生が、本院又は院長の指定する施設の職員となって、業務に起因する死亡、心身の疾病のために業務を継続することができなくなったときは、返還を免除する。

3 返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式 8）を院長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第 12 条 奨学生が卒業後、院長の許可する大学院、大学、保健師・助産師学校等へ進学のため、直ちに本院に勤務できないとき及び本院又は院長の指定する施設の職員となって、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（別紙様式 9）を院長に提出しなければならない。

ただし、院長が許可する学校等へ進学することが決定したときは、進学等申出書（別紙様式 10）も提出しなければならない。なお、その学校等（大学院を含む）へ進学のための猶予期間は、その学校の学則に定める正規の在学期間とする。

(返還金の額と返還期限)

第 13 条 返還する貸付金の額は、奨学金として貸付けた額の全額とする。

ただし、卒業後引き続いて本院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職した場合は、貸付額全額から奨学金の貸付けを受けた期間（月数）より、看護師等として勤務した勤務月数を差し引いた月割相当額とする。勤務月数の算出にあたり、勤務日数が 1 カ月の所定労働日数に満たない場合は切り捨てることする。なお、産前・産後休暇、育児休業、介護休業は勤務日数には含めない。

2 返還は、原則として貸付金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から 3 カ月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

(延滞利子)

第 14 条 奨学金の貸与を受けた学生に正当な理由がなく、奨学金を定められた日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額 100 円につき年 14.5% の割合で計算した延滞利子を徴収する。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。
この規程の一部を平成25年7月1日改正し、即日施行する。
この規程の一部を平成26年7月1日改正し、即日施行する。
この規程の一部を平成27年6月1日改正し、即日施行する。
この規程の一部を平成30年4月1日改正し、即日施行する。
この規程の一部を令和2年4月1日に改正し、即日施行する。
この規程の一部を令和3年4月1日に改正し、即日施行する。